

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 2 月定例会 会議録

- 1 日 時 平成 2 9 年 2 月 8 日（水）午後 1 時 3 0 分~午後 3 時 2 5 分
- 2 場 所 市役所本庁舎 4 階 会議室 1
- 3 出席者 細田勲会長、植松伸廣副会長、小室正明会計、佐藤次男監事、和田高伸監事
篠原徳守、島田俊夫、真野宗直、三觜健一、林申次、内藤徳行、熊澤繁雄、
弓達茂、成瀬清、滝本誠、新倉昭人、平松民平、青木三郎、古谷宏、
舘田郁夫の各委員
欠席者：後藤金蔵副会長、中田一夫、沓澤幸子、矢野福徳の各委員
秘書広報課（中山課長他）
保健福祉課（木村保健所準備担当課長）
高齢福祉介護課（大川介護保険担当課長他）
環境事業センター（加藤所長補佐）
選挙管理委員会事務局（齋藤次長、熊切主幹）
青少年課（後藤課長・岡本主幹）
市民自治推進課（岸課長、永倉課長補佐、廣瀬課長補佐、竹井副主査）
事務局（安藤、長野）

4 会議の経過

（1）開 会 植松副会長

（2）あいさつ 細田会長

（3）議 題

① 新年賀詞交歓会の状況について（報告）

事務局より、資料に基づき報告した。

② その他

ア 情報交換について

（ア）特殊詐欺被害防止活動について

茅ヶ崎警察署が、1 月 3 0 日にまちぢから協議会連絡会などと共同で、高齢者宅を対象に個別訪問し、振り込め詐欺等の注意喚起を呼び掛けたことを、後藤副会長から提供された資料をもとに、事務局から説明した。

（イ）茅ヶ崎市内の犯罪発生状況（1 月末）について

茅ヶ崎警察署から提供の 1 月末現在の犯罪発生状況資料を配布した。

（ウ）小和田地区自治会連合会発行「こわだ防災」について

新倉委員（小和田地区）より、小和田地区での防災訓練を前に、「こわだ防災」に

掲載した１月２２日に行われた香川地区の安否確認訓練を視察した際の状況について、報告があった。

香川自治会は大規模な自治会であるが、準備もしっかりされており、報告の確認が全世帯の９７パーセントという非常に高率で感銘を受けた。これだけしっかりした運営を行う上で、準備をしっかり行い、試行錯誤していく中でここに到達したこともわかった。焦らず取り組んでいきたいと思う。参加者が訓練を視察し、どのような感想を持ったか要約し記載しているので参考にいただければありがたいとのことであった。

(エ) 不法投棄の合同パトロールについて

成瀬委員（鶴嶺西地区）より、環境事業センターから不法投棄の合同パトロールを２月１１日（土）に、環境事業センター、警察、自治会の３者で、初めての試みとして実施する。捨てにくい環境を作るというで、継続的に実施していきたいと思っている。また、パトロールに併せて、ゴミ袋をもってポイ捨てのゴミなども回収することになっているとの報告があった。

(オ) 梅まつりについて

真野委員（海岸地区）より、恒例の梅まつりが２月１１日（土）に高砂緑地で開催される。ぜひ足をお運び願いたいとの話があった。

イ その他

(ア) 平成２９年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会定例会等日程について

事務局より、資料に基づき説明した。

(イ) 平成２９年度市民の集い（市民集会）日程表（案）について

市民自治推進課より、資料に基づき説明した。

(ウ) 全自治会長会議について

市民自治推進課より、５月１３日（土）開催の予定である。地域での日程の予定に入れておいていただきたいとの説明があった。

(エ) 平成２８年度寒川町自治会長連絡協議会・茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会交流会の開催について

事務局より、３月８日（水）午後３時３０分から開催することを報告した。

(オ) 保護司会だより「茅ヶ崎ひまわり」第19号について
事務局より、資料を配布した。

(カ) 災害備蓄用「おかゆ」の申し込みについて
事務局より、説明した。

(4) 行政からの依頼事項等について

○ 定例・報告事項

① パブリックコメントについて（3件）

市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

主な質疑は次のとおり。

(問) 3件のパブリックコメントについての説明があったが、前回、素案そのものでいいので、A4、1枚にまとめ、この定例会の中で説明してほしいということを行った。A4、1枚程度であれば各自治会長にも情報提供できる。そういうことをやっていただくと、パブリックコメントもやりやすいのではないと思う。今からすぐにやってほしいということではないが、考えておいてほしい。

(答) パブリックコメントの趣旨に関しては、市がまとめてきた部分について、こういうことをやっていますということはこの定例会で私の方から概略の話をさせていただいている。実際に内容のところの議論については、地域の中でも意見交換等もあるかと思うので、そうしたところをご利用していただければと思っている。

② 下半期の広報紙等配布手数料の振り込みについて（依頼）

市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

③ 広報『みんなの環境基本計画特集号』の折込について（3／1号広報紙に折込み）

市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

④ 『ちがさき青少年指導員だより』の回覧について（3／15号広報と同時に回覧依頼）

市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

⑤ 選挙にともなう投票立会人の選任及び投票所の借り上げについて

選挙管理委員会事務局次長より、昨年11月定例会において、通常国会冒頭で解散があった場合、2月に選挙が執行されるのではないかと想定し、投票立会人の選任、投票所の借り上げのご協力をお願いさせていただいたが、解散はなく、選挙がなくなったことを受け、ご配慮いただいたことへのお礼と、今後、解散の話が出てきた場合には、改めて予定を含めて投票立会人の選任、投票所の借り上げについて説明させていただき

たい。ご協力をお願いするとの話があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) この定例会だけの報告でなく、各自治会長等々についても自治会館等を抑えた状況がある。文書とかで連絡がいくのか。

(答) 投票所の存する自治会長には取りまとめをお願いしているので、ご連絡させていただく。また、自治会館を借りているところの自治会長にもご連絡させていただく。

⑥ 『ごみカレンダー』『資源物の分け方・出し方』の配布について（3／1号広報紙と同時配布依頼）

環境事業センター所長補佐より、説明した。

主な質疑は次のとおり。

(問) 自治会によっては収集日が違う地域を同じ自治会の中に抱えている。いつも配布する前には、例えば何番の地区は何枚必要かとの問い合わせがあったと思うが、今年は出したのか。今からの集約で間に合うのか。

(答) 環境事業センターへ戻り確認し、ご連絡させていただく。

(問) 『ごみカレンダー』『資源物の分け方・出し方』のチラシだが、自治会員には配られるが、これから入ってくる方にも出し方をしっかりしてもらうために渡していきたい。ストックとして自治会館の方にいただくことは可能か。

(答) そのようなご要望は例年いただいている。自治会へ入っていない方への周知方法として、各公民館やコミセンなど公共施設にも置いているが、自治会からの要望があれば承る。

(問) ごみの個別収集について、数年前の市民集会で平成28年度中に方向を決めるという話が出ていた。具体的な検討は進んでいるのか。

(答) 個別収集の有料化については、まだ具体的な方向性は出ていない。

(問) 見込みはあるのか。

(答) いつからという話は、まだ決まっていない。来年度、再来年度で検討を始めていくような形で準備をしている。

⑦ 環境指導員の推薦について

環境事業センター所長補佐より、説明した。

○ 依頼・説明事項（新規事業等）

① 茅ヶ崎市制施行70周年記念にかかる取組等への御協力について

秘書広報課長より、資料に基づき説明した。

主な質疑は次のとおり。

(問) 寄附申込書の中に、文化会館再整備事業の43億3,200万円がある。根拠は何か。

(答) この部分は、市の財政課の担当となる。秘書広報課の寄附に関する部分の質問をお願いしたい。

(問) 市制施行70周年ののぼり旗は、公民館やコミュニティセンターなどの公共施設に1本ずつ配布するのか。何かをやる時だけ借りるということなのか。

(答) コミュニティセンターにご協力いただき、1館に1枚置かせていただきたいと思いますと思っている。

(問) 市制施行70周年を祝うのは、茅ヶ崎市に在住している人が祝い、これを契機にさらにより良い茅ヶ崎市をつくろうということでののぼり旗ではないのか。

(答) そのようにご理解いただければ幸いである。

(問) この寄附の申し込みは不特定多数の時も良いということになるのか。市が主催するイベントなどの時に募金箱のようなものが設置される予定があるのか。また、必ず申込書に記載して出さないといけないのか。

(答) 必ずということではない。寄附のご協力をお願いするという形で、こちらのお願いについては、チラシとして配布させていただいたが、ホームページ上にも掲載させていただいている。そうしたものを見ていただき、今回の趣旨にご賛同いただいた方から寄附をいただければ幸いであり、強制するものではない。

(問) 不特定多数の方の寄附もいただけるということになるのか。

(答) そのとおりである。

(問) 記念のピンバッジはどこで購入できるのか。

(答) JR茅ヶ崎駅改札横にある、観光案内所で1個330円で販売している。

(問) 記念のピンバッジを配布していただいたが、希望者がいるので観光案内所で事前に購入してきた。コミュニティセンターにのぼり旗を1つ貸すとか、情報を広報紙に載せたからいいというものではない。市制施行70周年のお祝い事であり、早めにこうした会議の席で情報提供していただきたかった。

(答) ご指摘のとおりである。情報発信について、記者会見や1月1号の広報ちがさきよる市制施行70周年記念特集号ということで、表紙には歴史が感じられる写真とか、見開きで70周年の歴史等がわかる特集を組ませていただいた。今、ご指摘のとおり、こちらとしては情報発信をしていたつもりであるが、それが伝わっていないということ、それからこうした場で皆様へのご説明やご協力依頼ができなかったことを反省している。情報提供について、その都度、随時ご提供させていただくので、よろしくお願いする。

(問) 先ほども委員にお知らせしたが、今週の土曜日、高砂緑地で梅まつりを開催するが、そこにのぼり旗を設置したほうが良いのか。貸してもらえるのか。

(答) ぜひお願いしたい。

(問) どのようにしたら貸していただけるのか。

(答) 市民自治推進課が窓口となっているので、調整願いたい。

(問) 寄附申込書は記名式になっていて、金額も書くようになっている。申込書の提出先は、

申込書にも書いてあるが、記載した金額の実際の金額の受け渡しはどのようにすれば良いのか。

(答) 受け渡しについては、申込書に記入していただき、市役所本庁舎5階の秘書広報課の窓口までご持参いただくか、現金書留の郵送も可能となっている。まずはアクションを秘書広報課の方におこしていただければ、秘書広報課からご連絡させていただく。ご持参いただいた場合は、窓口で対応させていただく。現金書留の場合もご連絡させていただくので、まずはお問い合わせいただければと思う。

(問) そうすると、申込書が先行し、お金の受け渡しについては後付けで構わないということか。基本的には窓口持参か現金書留ということか。

(答) まず、ご一報いただければと思うのでよろしく願います。

(問) 寄附申込書の文化会館再整備事業については、すでに予算化して動いているわけだから、寄附という形をとるのが正しいかどうかを考えると、必要ないのではないかと思うがいかがか。

(答) すでに市の方で予算化し、今年からやっていくもので、目標金額というよりも、こういう事業もあり、事業費がこれだけかかるので寄附をお願いしたいということだと思うが、標記については、秘書広報課や財政課と調整させていただきたい。

ただ、これからのイベントや宇宙関連の事業などは広く寄附をお願いしたいということなので、寄附申込書の記載の方法は、今後調整させていただき、誰が見てもおかしくないようにしていきたいと思っている。

(問) 事業を立ち上げる段階でもっと細かい詰めと、地域との絡みで計画段階で地域への協力とかの徹底が足りない。市全体で取り組んでいる市制施行70周年であるならば、地域住民にも協力の要請があってもいいのではないか。同時に各団体がたくさんあるので、その団体にも協力要請していく、そういったものを積み上げていっての市制施行70周年だと思う。

市の方で市制施行70周年を打ち出した以上、それなりに成果をあげなければいけないので協力しなくてはいけないと思うが、今後の計画の中でも十分くみ取っていく必要があるだろうと思う。よろしく願います。

(答) 承知した。

② 茅ヶ崎市内の単位子ども会について

青少年課長より、資料に基づき説明した。

主な質疑は次の通り。

(問) 子ども会に入らなくなっている現状を把握してのことだと思うが、一番の課題はどのようなことか。

(答) 子ども会の存在自体がわからないというところで、資料の裏面に把握している地域ごとの子ども会を記載している。周知が行き届いていないということ、それと保護者によ

る役員の担い手が少ないということで、そのあたりのご協力も呼び掛けていきたいと思っている。現在の課題としてそういうところがある。

(問) 役員の担い手がいないということは、子どもを持っている親御さんの負担になっているということは聞いている。その辺の対策として、今後、年配の方が保護者の役目をするという形で、カバーしていくという案は考えているのか。

(答) 子育てが終わった親御さんとか、仕事を退職された方で、地域に貢献したいという方がおられればお手伝いをお願いしたいということも発信していきたいと思っている。

(問) 資料は回覧しなくてよいのか。

(答) 小学校の新入生説明会の時に配布をしたということと、これから先、公共施設の目につく場所に置いていくようにしていきたい。

(問) 以前にもこの件がテーマとして出たと記憶しているが、「市子連」というものがある。子ども会は作っていても「市子連」に入っていないということも聞いている。子ども会に入らない最大の理由は、行政としてどのように考えているのか。

(答) それぞれのお住いの地域に子ども会がどのくらいあるのかということ进行调查していただき、約60団体あるということがわかった。地域で子ども会の存在が知られていないと考えられる。子ども会に実際に入った子どもたちを対象に、私たちもキャンプ等をやっているが、子どもの声としては、魅力があるという声もある。入らない理由として、周知不足のところはかなりあるのではないかと考えている。

(問) 役員の担い手がいない、これは今の一般的な風潮かと思うが、面倒は見てもいいが自分は責任を持ちたくないということが多い。それと、今、私のところには、子ども会はないが、子どもたちは忙しくて、子ども会に入る暇がないのではないかという気がする。その辺はいかがか。

(答) 確かに、ゲーム機などの普及もあり、また塾通いの子どももいる。しかし実際、子ども会に参加している子どももいる。その辺をうまく親御さんの方で時間のやりくりをされたりしているので、昔のように子どもの数が多いわけではなく、少ないという現状にある中で、子ども会に入って年齢の違う子ども同士、あるいは何か企画することにより、学ぶことも多いので、青少年育成の面から、ぜひ入っていただきたいと思っている。

(意見) 社会情勢がこんなに変わってしまったんだと私もつくづく考えている。それで責任が非常に多くなるのでリーダーとしてはやりたくないということも考えてやることはいいけれども、実態がそこまで変わってしまったということを頭に入れておいたほうが良い。

(意見) 子ども会の問題は大きな問題であるが、現実はかなりいくつかの課題もあることをお互い感じていると思う。このまちぢから協議会というところも諸問題がある中で、一気には解決できなくても共通課題が出たらみんなで知恵を出し合い、話題にして、昔あったものならば復活しようよ、今悩んでいるものならばそこにみんなで知恵を出していこうよということであれば異論はないと思う。私も青少年問題協議会の委員になっ

ており、この協議会の中でも大きな問題として出ているということもお話ししておきたい。

(意見) 私の方の考え方であるが、子ども会がどんどん解散されていく。子どもが子ども会に入ると役員をやらなくてはいけないとなるとそれが重荷になりやめさせる。子ども会に入るメリットは何か。その辺のところのポイントになってくる。

従来は子ども会で夏休みにどこかへ連れていったり、映画鑑賞会をやったりとか、野外劇場で見せたり、いろいろなことをやった。基本的には親がそういう動きができた。今は若い親御さんたちがなかなかできない。そういうなかで子ども会に入ると自分たちが役員をやらないといけない。それが重荷になって脱退したという話を聞くことが多い。もう1度しっかりポイントを絞って対応していただいたほうがいいと思う。意見として話しておくのでお願いできればありがたい。

③ 広報『保健所特集号』の折込みについて（3／15号広報紙に折込み）

保健福祉課保健所準備担当課長より、資料に基づき説明した。

主な質疑は次の通り。

(問) 保健所に衛生管理者の講習を受けに行ったが、かなり老朽化していて、保健福祉を扱う施設があまり良い環境ではないと思う。移行はいいが何か改修計画はあるのか。

(答) 昭和46年に建築された施設であり、来年度で46年経過する。これまで雨漏りしていたところもあり、神奈川県が屋上防水工事を行い間もなく終了する。空調についても、平成26年度に全館個別空調に入れ替えている。建物周りのリニューアルについては、改修できないと県に言われている。

現在、市の保健センターで行っている業務を保健所の中に移転し、今の茅ヶ崎保健福祉事務所の2階部分で行いたいと思っている。その2階部分について、一部改修する工事をしたいと考えており、3月議会に予算を計上しているところである。

④ 茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業周知用リーフレットの回覧について（3／15号広報と同時に回覧依頼）

高齢福祉課介護保険担当課長より、資料に基づき説明した。

主な質疑は次のとおり。

(問) 回覧でなく全戸配布はしないのか。

(答) 対象者がある程度限定されるということもありますし、対象となる方に関しては、ケアマネジャーやサービス事業者等からの説明もさせていただく。また、4月には高齢者のガイドと広報紙でも内容について周知をさせていただきたいと考えているため、今回は回覧を考えている。ご理解願いたい。

(問) サービスAとサービスBの違いを教えてください。

(答) サービスAについては、いわゆる国基準を緩和したもののサービスについてサービス

Aという位置づけがされている。サービスBについては、住民が主体で、例えば通所サービスだとサロンとかそういったものを想定している。今のところサービスBについては、平成29年4月には実施せず、総合事業のサービスの提供状況を見ながら検討していきたい。

- ⑤ 茅ヶ崎市消費生活センターの「市内どこでも出張講座」について
市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

⑥ その他

ア 行政からの依頼事項等の扱いについて

委員より、定例会での行政からの依頼事項等の扱いについて、質問があった。
主な質疑は次のとおり。

(問) 行政からの情報提供について、市民自治推進課では、情報提供するよう各課に依頼しているのか、あるいは各課から依頼のあったものについて、定例会で情報提供しているのか。

(答) 市民自治推進課では、各課から情報提供してほしいというものをお伝えしている。例えば、推進協にお願いしたい事項については、推進協の連絡会議の中で直接担当課が話をしていると思う。まちぢから協議会は、いろいろな団体が構成員となって、運営委員会などを開いていると思うので、そういうところに、市の方から直接依頼があれば、その会議の中で議題として取り上げ、市からこういう依頼が来ているということで、情報共有をしていただければと思っている。

また、まちぢから協議会連絡会の定例会は、基本的には毎月やっているもので、できるだけ早く情報を伝えたいとか、まずは情報提供したいとか、必要があれば担当課の中で判断し、対応しているのではないかと考えている。

(問) 各課から依頼のあったものについて情報提供しているということだが、今後、市民自治推進課の方から各部局に個々に依頼事項があるのかどうかの投げかけをすることも必要ではないかと感じている。検討願いたい。

(答) 毎月定例会をやっていることは各部局は承知をしている。あえて確認しなくても市の方でやっている業務の中でできるだけ早く情報を伝えたいとか、そういうものについて定例会で報告できているものと判断している。

(意見) 要するにこのことだけはきちんこの会議に出さなくてはいけないという認識がないと情報提供するといってもその重要性を認識していなければこの場に来ない。個々の会議にきちんと伝えなくてはいけないことを各部課も認識して出してもらわないといけない。もう少し詰めてもらいたいと思う。

(5) 閉 会 小室会計